

俱知安町告示第45号

町の区域及び名称の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本町の区域及び名称の変更について次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この処分の効力は、住居表示実施期日の令和4年10月1日から生ずるものとする。

令和4年3月22日

俱知安町長 文字一志

別図のとおり、字山田の一部区域及びその名称とする。



住居表示を実施する区域の新町名

別 図

